

【第13回 松戸市都市公園整備活用推進委員会】議事録

日 時：令和3年7月8日（木）午前10時～11時10分

場 所：松戸市役所 市民サロン

出席委員：11名（別紙名簿のとおり）

事務局：街づくり部審議監、公園緑地課長、公園緑地課課長補佐
21世紀の森と広場管理事務所長、所長補佐、 他5名

傍聴者：3名

議 事

1. ワーキンググループの報告
2. 町会集会所等の都市公園内への設置に係る基準等について
3. その他

配布資料：議事次第、出席状況、松戸市都市公園整備活用推進委員会資料（第13回）

議事内容

1. ワーキンググループの報告
2. 町会集会所等の都市公園内への設置に係る基準等について

【委員長】

- ・議事1及び2は関連があるため、一括して審議する。

【事務局】

- ・まず、ワーキンググループの審議内容について報告する。
- ・5月20日（木）10時から、第1回のワーキンググループを開催した。前回第12回委員会において、基本的にはWeb会議による開催とする方針が示されたことから、zoomを使用してのWeb会議により開催した。
- ・第1回ワーキンググループでは、まず審議内容の整理として、改めて諮問事項について事務局より説明を行った。そのうえで、審議の対象となる各施設の現状について資料を基に整理し、事務局にて検討している設置に係る基準のポイントとなる事項を説明した。
- ・出席委員からの質問、意見は資料に記載のとおりである。対象となる施設の扱いや、使用料、占用料の考え方、基準を設けた後の運用方法などについて質問があった。また、他市の事例も踏まえて、可否を判断する過程で公園部局の手を離れる場面が必ずあるため、公園管理者として必ず押さえておくべきポイントを整理

し、設置に係る基準においても明確にしておいた方が良い、という意見が挙げられた。

- ・ 質問、意見を踏まえ、第2回ワーキンググループにおいて、答申の案について審議することとなった。
- ・ 続いて第2回ワーキンググループについて報告する。第2回は、6月24日(木) 10時から、第1回と同じくzoomを使用したWeb会議により開催した。
- ・ 第2回では、事務局にて検討している設置に係る基準のポイントに沿って、答申の案について審議した。
- ・ 出席委員からの質問、意見は資料に記載のとおりである。主に、対象となる施設の定義について、答申の中での定義の書き方について、また、町会集会所に関して、他の町会・自治会との公平性といった観点からの質問、意見があった。また、実際の運用に関して、建築確認等の手続き段階において計画に変更が生じたり後戻りしたりすることがないように、色々な想定をしながら進めていった方が良い、という意見があった。
- ・ 質問、意見を踏まえ、本日第13回の委員会において、改めて答申の案について審議することとなった。
- ・ 続いて、答申の案について説明する。資料2と資料3を併せてご覧いただきたい。資料2が答申の案、資料3が答申案のポイントを整理したものである。第2回ワーキンググループでの質問、意見を踏まえた内容となっている。
- ・ まず、答申の案の2 対象とする施設について、今回の諮問、答申の対象となる施設の定義を記載している。各施設の詳細は、資料6ページ、答申案のポイント①にて整理している。一つ目の町会集会所については、国土交通省からの通知の中で、地縁団体が設置する会館施設と定義されている。次に児童館について、こちらも国土交通省からの通知により明らかにされており、児童福祉法第40条に規定する児童館とされている。また、社会福祉施設については、都市公園法施行令第12条第3項に規定されている。なお、町会集会所と児童館については、公園施設として設置されるため、特定の団体が排他独占的に占有する施設ではなく、公園利用者が広く一般的に利用できる施設でなければならないことを記載している。
- ・ 続いて答申の案の3 答申内容のうち(1)対象公園の面積について、7ページの答申案のポイント②で整理している。都市公園内に設置できる建築物の面積は、都市公園法や松戸市都市公園条例などの法令により規定されているため、その基準に反することのないよう、各施設を建築することができる公園の面積について、最低面積を設けることとしている。ただし、最低面積を上回る面積の公園

であっても、公園内に高低差があったり、植栽が大半を占めている場合など、建物を建てるのが難しい公園もあることから、そのような場合は面積が大きい公園であっても対象外とすることとしている。

- ・次に（２）対象公園の種別について、７ページの答申案のポイント③で整理している。都市公園の種別には、街区公園、近隣公園、地区公園、運動公園、総合公園、特殊公園といった種別があり、それぞれ標準的な配置の基準や面積がある。また、種別毎に設置施設や現在の利用状況が異なるので、公園内に建築する施設の利用想定だけではなく、公園種別による性質も踏まえたいうで、対象とする公園の種別を定めること、としている。
- ・次に（３）都市公園内に設置することの妥当性の審査について、８ページの答申案のポイント④にて整理している。まず、社会福祉施設については、国土交通省が定めている都市公園法運用指針において、公園以外に建設用地がある場合は公園内への建設を認めるべきではない、とされている。また、町会集会所と児童館については、社会福祉施設のような具体的な記載はないが、施設の性質上利用者が限定され得る施設であるため、社会福祉施設と同様に、都市公園以外に建設用地を確保できない場合を条件とすること、としている。
- ・また、都市公園以外に建設用地を確保できないことを審査する際には、公園を所管する公園緑地課だけではなく、町会集会所や児童館、社会福祉施設を所管する各部署と連携すること、としている。
- ・次に（４）施設運営計画の審査について、８ページの答申案のポイント⑤で整理している。冒頭の各施設の定義の中で記載しているとおり、町会集会所と児童館は公園施設として広く一般的に利用できる施設でなければならない。また、都市公園法において、公園管理者以外の者が公園施設を設置する場合の条件が定められており、公園管理者以外の者が設置することが都市公園の機能の増進に資する場合、とされている。そのため、施設の管理運営の中でこれらの条件が守られるように審査すること、としている。また、社会福祉施設については、都市公園法運用指針において、公園の機能の増進が図られるものでなければならない、とされており、町会集会所や児童館と同様に条件が守られるよう審査することとしている。
- ・次に（５）設置に係る使用料又は占用料について、９ページの答申案のポイント⑥で整理している。公園を使用して施設を建てる場合、使用料や占用料を徴収することが松戸市都市公園条例において定められており、これに基づいて徴収することとしている。町会集会所については、施設の設置者となる町会・自治会が地域住民の福利向上を目的として活動していることを考慮し、公園内に建設する集会所を拠点として公園管理作業を行う場合にはその作業に対する報償金を支払う

ことや、公園使用料を減額するといった方策を幅広く検討することを求めている。

- ・最後に、5ページの最終段落について、9ページの答申案のポイント⑦で整理している。この答申を受けて要綱を策定した後に、実際に運用する段階での内容だが、町会集会所や児童館、社会福祉施設の設置や占用の可否を判断する際には、公園を所管する公園緑地課だけではなく、各施設を所管する部署と緊密に連携し、都市公園内への各種施設の設置に関する他の要望や、他の同種の施設への影響などを十分考慮したうえで判断することを要望するものである。

【委員】

- ・内容と少し外れるが、自動販売機など収益施設の扱いはどのようになっているか。

【事務局】

- ・自動販売機は売店等と同じく便益施設という扱いになる。

【委員】

- ・9ページの答申案のポイント⑥の中で、行政財産使用料条例に準じて土地の価格の0.3%と記載されているが、これは一時使用の場合の規定である。市の土地を貸して建物を建てる場合は普通財産として扱うため、0.3%ではない。公園の条例の中で規定があるのであれば良いが、考え方を整理しておいた方が良い。

【事務局】

- ・答申をいただいた後、要綱を策定する段階でご意見を踏まえて検討する。

【委員】

- ・想定されているのは新規で施設を設置する場合だと思うが、私が調べた事例では、既存施設を転用した例も多くあった。今回の答申における設置という言葉には既存施設を転用する場合も含まれる、という理解で良いか。

【事務局】

- ・様々なケースに対応できるような内容としたいと考えている。

【委員】

- ・これから公園が地域と連携しなければならない、という考え方のもとでこういった検討がなされていることと思う。町会活動が難しくなっている時代において、防災面など喫緊の課題もある中で集会所がこういった役割を果たすのか、要綱を策定して終わるのではなく、運用の仕方を検討してほしい。

【委員】

- ・町会活動が難しくなっている中で、町会に関わっていない方々からのニーズも増えており、そういった方々をどうつなぐか、ということも含めて検討してほしい。
- ・色々なニーズに対応していくために、こういった拠点となる施設があるとありがたいと感じる。また、使い方にも幅が出てくると思う。

【委員長】

- ・ここまでのご意見は、要綱を策定する段階に対してのご意見であるが、答申案に対してのご意見、ご質問もあればお願いしたい。
- ・5ページの答申の最終段落において「本要綱を策定した後」という記述があるが、委員会から答申した後に事務局において要綱が策定されるという理解で良いか。

【事務局】

- ・答申を受領した後、要綱を策定する段階において、今回いただいたご意見を踏まえて内容を検討したい。要綱については委員の皆様にもご覧いただきたいと考えている。

【委員】

- ・委員長からご指摘があったように、このままだと答申の中の「本要綱」という表現が誤解を招くおそれがある。表現を修正した方が良いと思う。

【委員長】

- ・委員会の後に市長へ答申する予定だが、修正は可能か。

【事務局】

- ・修正可能である。

【委員】

- ・4ページ「2 対象とする施設」の項の冒頭で、「本要綱」という表現について定義付けがなされているので、大きな問題はないような気もする。

【委員】

- ・定義付けされた後の文で表現を変えてしまうと、定義が変わってしまうため、そのままの方が良いのではないか。

【委員長】

- ・事務局の意見を伺いたい。

【事務局】

- ・ 答申までが委員会における審議であることを明確にするため、5 ページ最終段落の冒頭の「本要綱を策定した後」の部分を、「本答申後」としてはどうか。

【委員長】

- ・ 5 ページ最終段落の冒頭の「本要綱を策定した後」の部分を「本答申後」に修正したうえで答申としたいが、いかがか。

【全委員】

- ・ (異議なし)

【委員長】

- ・ ご了解いただけたので、修正案のとおり答申とする。
- ・ 参考までに伺うが、このように要綱を策定して施設を設置するというケースは他にも多くあるか。

【事務局】

- ・ 公園内への町会集会所の設置について先進事例がある6市の事例を調査したところ、1市が条例に規定しているほかは要綱を策定しているようである。

【委員長】

- ・ 他市の事例を参考として、松戸市においては要綱策定で対応するということか。

【事務局】

- ・ そのとおりである。

3. その他

【事務局】

- ・ 平松委員退任の報告
- ・ 21世紀の森と広場の新たな遊び空間「あそびのすみか」オープンについて報告

【委員長】

- ・ 以上で委員会を閉会する。